

緊急的代替医師派遣事業実施要綱

第1 目的

医療機関に勤務する医師が新型コロナウイルス感染症に感染（同感染症の疑いがある場合を含む。）し診療が行えなくなった場合でも、継続した診療が行えるよう他の医療機関から医師の派遣を行い、地域の医療提供体制を確保することを目的とする。

第2 事業の実施主体

医師の派遣を行う医療機関とする。ただし、同一法人内で派遣を行う医療機関は対象外とする。

第3 対象事業及び経費

医師の派遣を行う医療機関が、新型コロナウイルス感染症に感染（同感染症の疑いがある場合を含む。）し診療が行うことができなくなった医師が勤務する医療機関（派遣先）に代わりに診療に従事するため、医師の派遣に要した経費とする。

第4 経費の負担

道は、本事業を実施するために必要な経費を別に定めるところにより、補助するものとする。ただし、次の事項に留意すること。

- (1) 旅費については、補助事業者の規定等に基づくものとする。
- (2) 派遣期間は、新型コロナウイルス感染症に感染（同感染症の疑いがある場合を含む。）した医師が、その治療又は就業制限のため、勤務している医療機関において診療に従事することができない期間とする。
- (3) 道は、派遣される医師に対し、派遣元医療機関と調整の上、傷害保険に加入する。